

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び小規模事業者の実態等

① 真狩村の人口構造及び産業構造

真狩村の人口は、昭和30年（国勢調査）の5,567人をピークに減少し、平成17年の国勢調査では、2,354人、平成22年の国勢調査では、2,189人、また、平成27年では、2,103人となっている。

年齢構成では、平成27年国勢調査をみると、14歳以下は239人で総人口の11.4%、15～54歳は849人で40.4%、65歳以上は1,015人で48.1%と、65歳以上の住民が半数近くを占めている。

次に従事者数を見ると第3次産業（サービス業その他）が最も高く、52.2%となり、次いで、本村の基幹産業である第1次産業（農林漁業）が43%、第3位が第2次産業（建設業、製造業）4.8%となっている。（平成27年国勢調査）

② 高齢化と事業所数の増加

真狩村における人口減少と高齢化の影響は、村内の小規模企業・事業所にくまなく及んでいる。その一方で、平成28年度に制定した、創業支援の条例化により、平成28年度3件、平成29年度6件の新規創業が実現。その結果、真狩村内の事業所数は、平成24年度経済センサスでは、86件であったが、平成28年度は、その数値が87件に増加している。

③ 真狩村内の産業における課題

近年、ニセコエリアを中心に、外国人観光客が急増しているが、本村においては、その状況に対応できる小規模事業者の環境整備がいまだ不十分である。今後、インバウンドの対応及びその恩恵を得るために、村内小規模事業者が積極的に設備投資を行い、生産性向上を図ることが喫急の課題である。

(2) 目標

真狩村内の小規模事業者においては、早急に設備投資を進め、従業者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、また、インバウンドに対応できるべく付加価値産業を増やし、さらには次世代の担い手を育していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに3件程度の先端設備等導入計画の設定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

真狩村の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいがたく、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において、対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

真狩村は、道道66号線を中心に核となる市街地が形成され、当該市街地に人口が集積し、そこにおいて多くの小売業やサービス、飲食業が営まれている。製造業は、京極町へ向かう道道97号線に点在している。主な商工業者は、中心市街地に集まっているが、農業者の中には、農産物の生産・加工、販売、レストラン業を行なう事業者も点在している。これらのことから、村全域において生産性を向上させが必要があることから、真狩村全域を本計画の対象とする。

（2）対象業種・事業

真狩村の産業構造においては、近年、6次産業化に取り組む事業者も増加していることからも、ひとつの産業に偏在しているとはいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上にむけた事業者の取り組みは、新商品の開発、付加価値の創造、自動化の推進、省エネの推進等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

村は、人員削減を目的とした取り組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

村は、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。